

2023年  
10月1日  
施行

# 足場からの墜落防止措置 が強化されました!

**足場の点検時には点検者の指名が必要になります。** 安全衛生規則 第567条、第568条、第655条

事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

**足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります。** 安全衛生規則 第567条、第655条

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

## ワンタッチ取付標識 足場点検済

### 足場点検済

労働安全衛生規則に基づく 足場の組立て・一部解体又は一部変更後の点検

**点検者資格** 以下に該当する者とする

- 「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講している者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建災防が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参加者」に必要な資格を有する者

\* 下記に基づき足場等安全点検を行いましょ!

- ① 足場の安全点検は義務であること  
(労働安全衛生規則第567条、第568条、第655条第1項第2号)
- ② チェックリストは使用する足場等の種類別の専用のものであること
- ③ 点検結果等については、足場等の種類別点検チェックリストに記録し保存すること  
(労働安全衛生規則第567条第3項、第655条第2項)

|     |        |     |
|-----|--------|-----|
| 会社名 | 点検者の氏名 | 点検日 |
|     |        |     |



規則の改正に伴い、足場の点検を行う際は、あらかじめ**点検者を指名することが必要**となりました。指名された点検者を明確にし、きちんと点検済みの足場であることを周知するためにぜひご活用ください。

**【留意点】**  
足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



**355-85** (11月27日発売)  
サイズ: 600×450mm  
材質: ビニールターポリン(裏面/面ファスナー付)

<企画・製造> **UNIT ユニット株式会社** URL <https://www.unit-signs.co.jp>



ユニットの  
S-22カタログも  
ご覧ください。

